

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第54号**

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則  
知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則（平成23年香川県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前
<p>(特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合) 第1条 知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号。以下「特例条例」という。）第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員は、<u>次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ同表の中欄に定める額が同表の右欄に定める額に達しないこととなる職員とし、特例条例第1条第4項及び第2条第2項の100分の7を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該職員の職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。）第3条から第4条までの規定により定められる額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条及び第7条の規定により定められる額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額（以下「減額前の給料の月額」という。）から当該減額前の給料の月額に当該割合を乗じて得た額を減じて得た額が同表の左欄に掲げる職員の区分に応じ同表の右欄に定める額となることとなる割合とする。</u></p>			<p>(特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合) 第1条 知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号。以下「特例条例」という。）第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員は、<u>平成18年4月1日以降に給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項に規定する給料表及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第5条第1項に規定する給料表をいう。）の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員のうち、同日の前日において給料表異動があったものとした場合に、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県人事委員会規則第9号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第26条第1項の規定の例により同日において決定されることとなる職務の級が次の各号に掲げる職務の級となる職員とし、特例条例第1条第4項及び第2条第2項の100分の0.6を超えない範囲内で規則で定める割合は、100分の0.6とする。</u></p>
<p><u>公安職給料表の職務の級4級の71号給以上の職員</u></p>	<p><u>当該職員の減額前の給料の月額から当該額に特例条例第1条第4項第4号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるとき</u></p>	<p><u>当該職員が公安職給料表の職務の級4級の70号給の職員であるとすれば当該職員の給料月額について職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められることとなる額から当該額に特例条例第</u></p>	<p>(1) <u>職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級8級</u> (2) <u>改正前の職員給与条例第3条第1項第2号に規定する公安職給料表の職務の級8級</u> (3) <u>改正前の職員給与条例第3条第1項第3号に規定する研究職給料表</u></p>

	は、これを切り捨てた額)を減じて得た額	1条第4項第5号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額
公安職給料表の職務の級3級の41号給以上の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額に特例条例第1条第4項第5号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額	当該職員が公安職給料表の職務の級3級の40号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められることとなる額から当該額に特例条例第1条第4項第6号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額
研究職給料表の職務の級2級の46号給以上の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額に特例条例第1条第4項第8号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額	当該職員が研究職給料表の職務の級2級の45号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められることとなる額から当該額に特例条例第1条第4項第9号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額
医療職給料表(二)の職務の級3級の29号給以上の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額に特例条例第1条第4項第13号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未	当該職員が医療職給料表(二)の職務の級3級の28号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められること

- の職務の級4級又は5級
- (4) 改正前の職員給与条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表(二)の職務の級6級
- (5) 改正前の職員給与条例第3条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(三)の職務の級6級

	満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額	となる額から当該額の特例条例第1条第4項第14号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額
大学教育職給料表の職務の級1級の81号給以上の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額の特例条例第1条第4項第18号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額	当該職員が大学教育職給料表の職務の級1級の80号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められることとなる額から当該額の特例条例第1条第4項第19号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額
大学教育職給料表の職務の級1級の41号給以上80号給以下の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額の特例条例第1条第4項第19号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額	当該職員が大学教育職給料表の職務の級1級の40号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められることとなる額から当該額の特例条例第1条第4項第20号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額
高等学校等教育職給料表の職務の級2級の91号給以上の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額の特例条例第1条第4項第21号に定める割合を乗じて得た	当該職員が高等学校等教育職給料表の職務の級2級の90号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について学校職員給与条例第5条及び

	額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額	第7条の規定により定められることとなる額から当該額の特例条例第1条第4項第22号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額
高等学校等教育職給料表の職務の級2級の45号給以上90号給以下の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額の特例条例第1条第4項第22号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額	当該職員が高等学校等教育職給料表の職務の級2級の44号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められることとなる額から当該額の特例条例第1条第4項第23号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額
中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の103号給以上の職員	当該職員の減額前の給料の月額から当該額の特例条例第1条第4項第24号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額	当該職員が中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の102号給の職員であるとしたならば当該職員の給料月額について学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められることとなる額から当該額の特例条例第1条第4項第25号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額
中学校及び小学校教育職給料表の職務の	当該職員の減額前の給料の月額から当該額の特例条例第1条	当該職員が中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の56号給の職員であるとした

級2級の57号  
給以上102号  
給以下の職員

第4項第25号に定め  
る割合を乗じて得た  
額（その額に1円未  
満の端数があるとき  
は、これを切り捨て  
た額）を減じて得た  
額

ならば当該職員の給料月額に  
ついて学校職員給与条例第5  
条及び第7条の規定により定  
められることとなる額から当  
該額の特例条例第1条第4項  
第26号に定める割合を乗じて  
得た額（その額に1円未満の  
端数があるときは、これを切  
り捨てた額）を減じて得た額

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。